平成２４年（フ）第３１０号
名古屋市北区楠１丁目207番地　アネックス楠50―４Ｄ号
債務者　エイチ・シーこと　濱田　信樹
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４９０号
愛知県半田市鵜ノ池町３番地の29
債務者　山田　慶豊
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９号
三重県伊賀市緑ケ丘本町1619番地の６
債務者　森島三代子
1　決定年月日時　平成24年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第８５号
神戸市須磨区堀池町１丁目１番14号、従前の住所兵庫県明石市新明町13番１号
債務者　向田　行文
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３０号
神戸市北区鹿の子台南町２丁目３番16―305号
債務者　北田　将勝
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４１号
神戸市灘区大石東町６丁目５番１号
債務者　藤本　　学
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５０号
神戸市須磨区松風町３丁目１番１―707号
債務者　絹川　秀子
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５３号
神戸市兵庫区里山町１番地の46　510号
債務者　大江康行こと　大江　康幸
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６８号
神戸市長田区久保町３丁目８番14号　ニューキャッスル302号
債務者　伊藤　満憲
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８１号
神戸市北区藤原台南町３丁目４番10号　Ｂ５号
債務者　庄司　陽子
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８９号
神戸市中央区元町通６丁目２番34―503号、従前の住所神戸市中央区元町通２丁目９番１号　元町プラザ705号
債務者　乃村　直子
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０６号
神戸市北区中里町２丁目15番地の６、従前の住所兵庫県宝塚市逆瀬台１丁目８番Ａ―704号
債務者　近藤　雅子
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９６号
兵庫県西宮市青木町２番31号ヴェルドミールⅠ103号
債務者　隅田　誠子
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１４９５号
広島市西区鈴が峰町43番20―502号、申立時の住所広島市西区草津東３丁目９番14―102号
債務者　横山　　恵
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７９号
広島市西区己斐本町３丁目１番14―903号
債務者　能地　勝利
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８０号
広島市西区己斐本町３丁目１番14―903号
債務者　能地　節子
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３７号
広島市西区楠木町４丁目15番43―106号
債務者　占部　秀二
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
広島地方裁判所民事第４部